

# 役員報酬規程

社会福祉法人安居福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安居福祉会の役員報酬に関することを定める。

(出務)

第2条 理事長は原則として、週3回半日の出務とする。

顧問は原則として、週1回半日の出務とする。

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、1ヵ月 200,000円とする。

顧問の報酬は、1ヵ月 50,000円とする。

附則 この規程は、平成12年 5月30日より施行する。

この規程は、平成20年 7月 4日より施行する。

この規程は、平成25年 3月27日より施行する。

この規程は、平成28年 3月29日より施行する。